

議長（志村 忠昭）

これをもって古川 幸義議員の質問を終わります。

次に、11番 渡邊 美喜子君、質問お願いいたします。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。11番 渡邊 美喜子一般質問させていただきます。

1点目は、国民健康保険、国保についてであります。

先日、建設産業民生常任委員会で国民健康保険税条例の一部改正、国保税率について詳細に説明をしていただきました。しかし、多くの町民の皆さんからは、新聞で掲載されたこともあり、どうなるのか不安であるなど耳にしております。今回重複しますが、一般質問に取り上げました。よろしく願いいたします。

4月から始まる国民健康保険税の新制度により、国保の財政運営主体が市町村から都道府県に移行、県は2018年度の保険料必要額の算定結果を市町村に公表しました。その結果、1人当たりの国保料は5市6町が増額、3市3町が減額であります。多度津町においては、2016年度保険料1人当たり9万5,581円、2018年度は9万8,551円で2,970円の増額であります。この算定結果を目安とし、市町村の実情に応じて、新しい保険料を決定すると新聞に掲載されておりました。今後医療費の増大、高齢化、低所得者の増加などの要因を考えますと国保税が高くなるのではないかと、新制度は将来にわたって、皆保険を維持するための改革、そのために国費を投入することになっていますが、国保の構造的な問題改善になるのかとも言われております。

そこで、質問に入ります。

一問一答方式です。

1、県との協議についての合意形成の内容、また新制度の目的について伺います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊 美喜子議員のご質問、合意形成と目的についてお答えをしてみたいです。

新制度に関するこれまでの県との協議では、平成30年度から市町とともに保険者となる県の役割として、国の指針にも示されているとおり、将来にわたっての市町間の保険税や事務事業の統一、平準化に向けて、引き続き協議を続けることとしております。平成30年度からの制度改正の目的は、国保被保険者の減少、高齢化により税収が減少する一方で、医療費は増加傾向にあり、特に小規模の保険者を中心として、急激な医療費増加があった場合に財政運営が不安定になることから、国保を持続可能な保険制度とするため、これまでの市町単位より規模の大きい県単位で運営を行うということで、財政

基盤の安定を図ることを目的としております。

以上、渡邊議員への答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

次の質問に移らせていただきます。

新制度において本町の保険税の決め方、国保税収納必要額、被保険者世帯への影響、町の財政負担について伺います。

住民課長（多田羅 勝弘）

渡邊議員ご質問の保険税の決め方等についてお答えいたします。

多度津町の平成30年度からの国保税は、県から示されました国保税収納必要額及び標準保険料率をもとに、一定の税込確保を見込める税率を維持しつつ、29年度と比べて増税となる被保険者世帯が出来るだけ少なくなるよう徐々に税率を引き下げながら試算を繰り返した中で最も妥当であると考えられる税率案を今回議案として提出させていただいております。

なお、試算のもとである県から示されました多度津町の平成30年度国保税収納必要額は約5億2,500万円でございます。被保険者への影響としましては、平成29年度ベースの試算では、被保険者約3,500世帯のうち、増税見込みの世帯が300世帯以上ありますが、減額見込みの世帯も3,000世帯以上ございます。また、増額見込みの世帯のうち、所得が200万円未満の世帯のほとんどが1万円未満の増税に抑制できる見込みでございます。

町の財政負担についてですが、税制改正による被保険者への影響を緩和するため、提案させていただいております税率案による税金は、県から示された国保税収納必要額より約2,000万円不足する見込みですが、国保会計上税金不足が生じた場合は、財政調整基金の取り崩しをすることで対応したいと考えております。この基金は、今回の制度改正による影響を緩和するために積み立てていたもので、平成28年度末時点で約2億5,000万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再質問させていただきます。

今の答弁はよく分かったんですけども、増税見込み300世帯以上、そして減額見込みが3,000世帯以上ということでございますが、この概要につきまして、もう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

それからもう一つは、約2,000万円不足分は基金で対応ということでございますが、今後税金が不足が続く場合、またそれ以上の不足分が増える可能性がありますか。そして、そういった場合には国保税の決め方というのか対処方法についても伺います。

住民課長（多田羅 勝弘）

渡邊議員の再質問についてお答えいたします。

増税見込みである約300世帯のうち、所得が200万円未満の世帯が約180世帯、そのうち170世帯は6,000円未満の増額、所得が200万円以上500万円未満の世帯が約90世帯で、そのほとんどが2万円未満の増額、所得が500万円を超える世帯が約40世帯あり、そのうち30世帯は4万円を超える増額見込みとなっています。これは、税制改正による限度額の引き上げによる影響となっております。また、減税見込みである約3,100世帯のうち、所得が200万円未満の世帯が2,900世帯、そのうち減額が1万円未満の世帯は約1,600世帯、減額が1万円以上5万円未満の世帯が約1,200世帯となっています。

次に、税収不足見込みの2,000万円につきましては、当初予算ベースで試算をしたもので、実際にどの程度不足するのか、あるいは財政調整基金を使わなくても済むのかは、平成30年度の収支状況によって変わってくると思われまます。また、今後の見込みとしましては、被保険者数の減少に合わせて、税収も減収してまいりますので、税収不足が続く可能性はあると考えています。今回の税率改正案では、制度改正や課税方式の見直しによる影響への緩和を優先しましたが、国保制度で必要となる費用は、本来加入者にご負担いただくべきでありますことから、今後も税収不足が続くような場合は、財政調整基金に頼るのではなく、税率の見直しにより、税収を確保する必要があると考えております。以上でございます。

議員（渡邊 美喜子）

これ、以前の委員会での国保税の決め方ということで、1案から3案ありました。その中で、29年度と比べて増税となる被保険者の負担を少しでも少なくするというので、3案が決まったわけですが、1案から3案を見ますと、やはり3案が一番良策かなという風に思います。

そこで、次の質問に移させていただきます。

今後の国保運営に対する本町の取り組みを伺います。

住民課長（多田羅 勝弘）

渡邊議員ご質問の本町の取り組みについてお答えいたします。

多度津町も全国的な傾向と同様に被保険者数の減少と高齢化が進んでおり、税収の確保が難しくなっております。こうしたことから、医療費通知やジェネリック医薬品の使用促進などの啓発事業に取り組むことで医療費適正化に努めたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

次の質問に移させていただきます。

保険者努力支援制度はどういうものでしょうか、説明お願いいたします。

住民課長（多田羅 勝弘）

渡邊議員ご質問の保険者努力支援制度についてお答えいたします。

保険者努力支援制度は、各保険者の医療費適正化に向けた取り組み状況に応じて、国から交付金を受けられる制度で、特定健診受診率の向上、糖尿病等の重症化予防、被保険者の適正受診、適正服薬、ジェネリック医薬品の使用促進、収納率の向上、第三者求償などの取り組み状況が評価対象となっています。国の前倒し施策により、平成28年度に多度津町が受けた交付金は約700万円で、特定健診やがん検診の受診率やジェネリック医薬品の使用割合などが評価されたものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

この件につきまして、収納率の向上について、対策について伺うのと、それから今答弁の中でありましたが、第三者求償の説明、これはどういうものか、もう一つ、国保料を納めない場合はペナルティーについて伺います。

住民課長（多田羅 勝弘）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

私のほうからは収納率の向上対策以外の部分をお答えさせていただきます。

国保税滞納者に対しては、被保険者証のかわりに資格証明書を交付するようにはしております。また、18歳未満につきましては、短期証でございます。資格証明書は、国保資格を有していることを証明するものですが、医療機関等を受診した場合、医療費全額を一旦負担していただき、町へ申請することにより、保険給付費を交付するものでございます。非常に厳しい対応ではありますが、滞納額が高額で、かつ納税の意志の見られない被保険者には公平な税負担や適正受診の観点からやむを得ないことであると考えております。

第三者求償事務につきましては、交通事故など第三者の行為により傷病を受けた場合、一時的に国保が治療費を立て替え払いし、後から本来治療費を負担すべき加害者に費用を請求するものでございます。第三者求償事務を行うためには、被害者である被保険者からの届け出が必要ですが、被保険者から自ら届け出るケースは少なく、町で採用しているレセプト点検によるチェック、国保連合会での審査等を通じて、第三者行為による受診であることを把握できるケースがほとんどでございます。現在町では被保険者に対する第三者行為の確認と届け出の受け付けを行っており、加害者に対する請求事務は専門的な知識が必要であることから、国保連合会に委託をしております。第三者行為による受診であることを見落とししてしまうと、国保が負担すべきでない治療費を負担してしまうことになり、不要な医療費の増加につながるため、国としても第三者求償事務の取り組み強化が求められております。今後県全体での取り組みについて、関係機関を交えて協議を行う予定としておりますのでご理解をいただきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

す。

税務課長（泉 知典）

渡邊議員の国民健康保険税の収納率の向上対策についての再質問に対しお答えさせていただきます。

国民健康保険税の徴収につきましては、口座振替の加入促進、滞納者に対しましては、短期証や資格者証等の交付、分納誓約者等の納付管理や指導、居住不明者の実態調査による住民票消除、租税債権管理機構への移管などを行っています。さらなる徴収率向上対策としましては、平成29年度より、健康保険証の資格者証を採用しております。また、租税債権管理機構に帯同して捜索も行っており、町独自としましては預貯金調査を強化し、現年度分の滞納者に対しまして、預金差し押さえを行っています。今後とも町税の徴収率向上に向け、納税の法令遵守の啓発活動を強化してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、再質問の答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

次の質問をさせていただきます。

収納率が低下した場合の対応や方法は、例えば災害とか景気変動によりまして特別の事情がある場合につきましてどういう風になるのか伺います。

住民課長（多田羅 勝弘）

渡邊議員ご質問の収納率が低下時の対応や方法についてお答えいたします。災害や景気変動などの特別な事情により税収不足が生じた場合に備えて、県に財政安定化基金が創設されています。これは、市町が財政補填目的に一般会計から繰り入れをする必要がないように国費を財源として、平成27年度から積み増しされているものでございます。内容は、税収不足分の2分の1以内が財政安定化基金交付金として交付されるもので、基金の減額分は国、県、交付を受けた市町がおおむね3分の1ずつ負担して補填することとなっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

国保につきましては、どこの自治体も財政が厳しくなるという風に思われてますし、私自身もそのように思います。その中で、地味な活動というのか、例えば生活習慣病、また糖尿病の重症化予防ということで、町民の皆さんで講演会とかそういうことをされております。そういうことは細かい活動ではございますが、そういうことが医療費また国保税の抑制につながってくるような、そんな思いをしておりますので、今後とも要望といたしまして国民の皆さんに、なぜ国保税を払うのか、そういう部分を基本的なことから啓発をしていくべきではないかなという風に思います。要望でございます。

それでは、次の質問に移させていただきます。

2点目の質問は病児病後児保育事業についてであります。

子育て支援施策の一環として2017年にくるみクリニックが開所されました。保護者の方からの反響も多く、働く保護者にとって大きな支援であります。それでは、質問に入ります。

利用されたお子さんの状況について、人数とか病名、日数など伺います。

福祉保健課長（藤原 安江）

渡邊議員の病児病後児保育事業についてのご質問にお答えいたします。

病児病後児保育事業とは、保護者が仕事などの都合により、病気の子供を家庭で世話ができない場合に子供を医療機関や保育所に併設した専用の施設で預かる事業でございます。県内には現在7市4町において、16施設で事業を実施しております。本町では、昨年10月からくるみクリニックに事業を委託し実施しております。くるみクリニックの開設時間は午前8時半から午後5時半まで、月曜日から土曜日まで。利用定員は1日6人で、利用対象児は生後6カ月から小学6年生でございます。議員ご質問の利用されたお子さんの状況についてですが、開所しました昨年の10月から今年の2月までの利用状況は33件で、延べ日数は106日であります。病名については、発熱が最も多く、時期的にインフルエンザや嘔吐下痢症の子供さんも多かったと聞いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

正直言いまして、この質問に関してはもう少し待ったほうがいいのか、1年後ぐらいのほうがいいのかという風に思ったわけですが、今の答弁を聞きますと、33ということで、延べ日数も106ということで、正直言ってすごく多くの方が保護者の方が利用されているということに改めてこの施策の子育て支援に関しましては、いい活動というか支援になったのかなという風に思っております。

実は、私も保育所で働いていたわけですが、おたふく風邪とか風疹とかインフルエンザも含めましてなんです、なかなか長い期間仕事を休めない、そういうことで少し良くなったかなってぐらいで連れてこられて、次の子供にうつるという部分もありますので、本当にこれはすごくいいのかなという風に思います。

そこで、次の質問をさせていただきます。

保育室と隔離機能をもつ設備があるかどうか保護者の方から質問されることがありますので、どのようになっているのか伺います。

福祉保健課長（藤原 安江）

ご質問の保育室と隔離機能をもつ設備があるかということでございますが、事業の実施要件としまして、実施施設には保育室及び児童の静養または

隔離の機能を持つ観察室、安静室を有することとなっておりますので、当該施設には隔離機能を持つ観察室が整備されております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

続いての質問をさせていただきます。

就労体系の多様化など保護者のさまざまな事情に基づく保育ニーズに対するため、特別保育事業を実施する市町に県が補助することになっております。補助金が7,707万7,000円という風になっておりますが、本町への補助額は幾らなのでしょう。

福祉保健課長（藤原 安江）

ご質問の本町への補助金は幾らかについてでございますが、補助率は国が3分の1、県が3分の1であり、事業費の基準額の算定は、基本分と利用児童加算分を加えたものとなっております。国の基準額に基づいて、本年度は基本分242万3,000円、利用児童加算分50人以上200人未満で252万5,000円となっております、合計で494万8,000円となりますが、10月からの事業開始でございます、実施期間が6カ月ということで、事業費は2分の1の247万4,000円を予算計上しております。そのことから、国庫補助金として82万4,000円、県補助金も同額を予算計上しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

このクリニックでの隔離されたお部屋があるとかそういう部分に関しまして、看護師さんの人数、また他の方、保育士さんのというほうもあると思うんですけども、どういう風になってるのかと、それからもう一点であります、一応医師との連携もすごく大切だと思うわけでございますが、もしその日に前もって予約ができればいいんですけども、できない場合はどういう風な形になっているのか伺います。

福祉保健課長（藤原 安江）

渡邊議員の再質問の従事者の人数、また医師との関係ということについてお答えいたします。

従事者は、子供さん3人に対して、保育士が1名必要となります。くるみクリニックの場合、6人が定員でございますので、6人の場合、保育士が2名で看護師が10名までに1名必要でございますので、当該施設の場合、保育士2名と看護師1名をスタッフとして確保しております。医師との関係でございます、また予約についてでございますが、一応予約制ということをお原則としておりますが、緊急の場合はその都度相談に乗るという風なことでお話を聞いておりますので、予約ができない場合、またお急ぎの場合は、直接お電話連絡でご相談をいただいたらという風に思っております。

また、病後児のお子さんのを預かっている場合、緊急な状況の病状になったときには、主治医のほうとの連携をとらせていただいて、また診察というか治療についていただくようなそういう風な連携体制はとっておるということを聞いております。以上です。

議員（渡邊 美喜子）

まとめて質問すればよかったですけども、1日6人ということで、利用対象児は生後6カ月から小学6年生までとなっておりますが、今この33件の中で年齢層というんですか、が一番多いのはどのようになっているんでしょうか。

福祉保健課長（藤原 安江）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

今33件のうちの利用件数の年齢層でございますが、やはり1～2歳の方が多く利用をされております。中には6歳、小学校に入られているお子さんもありますが、その他は2～3件でございます。あとは1歳から2歳の方が多いような状況でございます。

議員（渡邊 美喜子）

今後は多分病気をすれば、こういう施設があるということで安心して仕事ができる保護者の方が多いんじゃないかなという風に思っておりますので、需要は大いにあると思っております。そういった面で、またいろんな問題が出てくる可能性もあるのかなという風に思ってます。そして、気になるのが食事に関してなんですけど、お弁当持参なのか、ゼロ歳児に関しましては離乳食とかミルクとかそういう風なのはどうなっているんでしょうか、再質問です。

福祉保健課長（藤原 安江）

渡邊議員の再質問、預かり時の食事という風なことでございますが、原則実費ということになっておりますので、施設のほうで用意された場合は、利用料以外に実費で食事代をいただく、また、ご自分で保護者のほうでご用意なさる場合等もあると思うんですけど、それは施設との相談ということになっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁ありがとうございます。

これで11番 渡邊 美喜子の一般質問は終わります。ありがとうございます。